

## 東京都 銀座郵便局における不適正な認証事務の発生について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也）は、東京支社受持区域内の銀座郵便局において、郵便法に基づく郵便認証司<sup>※1</sup>による特別送達<sup>※2</sup>郵便物の認証事務について、法令違反<sup>※3</sup>のおそれのある不適正な認証が行われていたことが判明しましたので、お知らせします。

お客さまをはじめ関係者の皆さんにご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、社員指導を徹底してまいります。

### 1 発生局

銀座郵便局（東京都中央区銀座 8-20-26）

### 2 概要

行為者（郵便認証司）は、自身が配達した特別送達郵便物 2,659 件について、郵便送達報告書<sup>※4</sup>の配達担当者欄に他の社員の記名・押印を行った上で、郵便認証司欄に自身の記名・押印を行い、同書類を作成していました。（配達担当者を偽装しているものであり、当該偽装に関わった社員は行為者含め 2 名）

### 3 発覚の端緒

2025年3月19日（水）、当該局において社員の印章が不適切に保管されていることが判明し、原因究明をしていたところ、本件が発覚しました。

### 4 お客さま対応

差出人さまに連絡を取らせていただき、お詫びの上、お客さまのご意向に沿って対応させていただきます。なお、本件は認証事務に不適正な点が認められたものであり、特別送達郵便物については受取人さまに配達されていたことを確認しております。

### 5 その他

2025年3月27日（木）及び5月2日（金）、総務省に本件の報告を行いました。

今後、全国の郵便局において、適切な取扱いを行っているか確認を行います。

なお、本件発覚後、当該局において不適正な取扱いは是正していますが、今般の事案を受けて、コンプライアンス指導を徹底するとともに、チェック機能の体制強化に努めてまいります。

※1 「郵便認証司」とは、郵便法に基づき内容証明及び特別送達の認証を行う者（みなし公務員）であり、総務大臣の任命を受ける必要があります。

※2 「特別送達」とは、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により送達し、その送達の事実を証明するものです。

※3 郵便法第58条（郵便認証司の職務）、刑法第155条（公文書偽造等）のおそれがあります。

※4 「郵便送達報告書」とは、特別送達郵便物を送達したとき、送達に関する事項（送達の場所、送達年月時、送達方法、配達担当者等）を記載して、郵便認証司による認証後、差出人に送付するものです。

以上

### 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話から 0570-046-666（有料）

〔受付時間：全日 8:00～21:00〕

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに「1」を選択してください。

おかげ間違ひのないように注意してください。